

宮津市公報

令和2年5月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目 次

条 例

16 宮津市市税条例の一部を改正する条例	1
17 宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例	1
18 宮津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	2
19 宮津市介護保険条例の一部を改正する条例	2

規 則

20 宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	3
------------------------------	---

告 示

65 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（山中自治会）	4
66 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（由良宮本自治会）	4
67 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（波路自治会）	4
68 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（つつじが丘自治会）	5
69 宮津市公の施設に係る指定管理者の代表者変更届出（宮津市海洋つり場）	5
70 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（由良脇自治会）	5
71 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（新宮自治会）	6
72 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（獅子自治会）	6
73 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（脇の浜自治会）	6
74 宮津市婚活支援事業補助金交付要綱を廃止する要綱	7
75 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（福田自治会）	7
76 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（小字獅子区）	7
77 宮津市自殺対策推進協議会設置要綱	7
78 宮津市新型コロナウイルス対応資金利子補給金交付要綱	8
79 宮津市新型コロナウイルス対応資金信用保証料助成金交付要綱	10
80 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（大久保自治会）	11
81 宮津市総合計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱	11

公 告

15 農用地利用集積計画の縦覧	11
16 農用地利用集積計画の縦覧	11
17 公示送達	12
18 宮津市営住宅の入居者の公募	12
19 宮津市営住宅等の入居者の公募	12
20 宮津市職員採用試験【前期試験】実施要項	13
21 公示送達	18

教 育 委 員 会

《告 示》

6 宮津市教育委員会定例会の招集	18
------------------	----

農 業 委 員 会

《告 示》

4 宮津市農業委員会定例総会の招集	18
-------------------	----

条 例

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 5 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第16号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条の 2 中「法附則第15条から第15条の 3 の 2 まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の 3 の 2 まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第 6 条の 3 に次の 1 項を加える。

23 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、0 とする。

附則第11条の 2 中「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第 2 3 条 第 8 条第 7 項の規定は、法附則第59条第 3 項において準用する法第15条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

第 2 条 宮津市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第 6 条の 2 中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第 6 条の 3 第23項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の 2 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第 2 4 条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第 1 項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第 4 項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第35条の 6 の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第 2 5 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合における附則第 4 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 5 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第17号

宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険条例（昭和34年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 6 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 3 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 4 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 5 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）
- 6 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第4項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 7 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 8 前項の規定により本市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項から第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

* * *

宮津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第18号

宮津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

宮津市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第9号）の一部を次のように改正する。
第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第8項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第19号

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例

宮津市介護保険条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

第13条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第8条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。
 - ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。
- 2 前項の場合における第8条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難しい事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第13条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

規 則

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第20号

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（傷病手当金の支給申請）

- 3 条例附則第3項の規定による傷病手当金の支給を受けようとするときは、国民健康保険傷病手当金支給申請書を提出しなければならない。
（宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日）
- 4 宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年条例第17号）附則の規則で定める日は、令和2年9月30日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成26年4月11日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 山中自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 稲 岡 義 孝
- 3 変更年月日 令和2年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和2年4月2日

宮津市長 城 崎 雅 文

————— * * * —————

宮津市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成21年3月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 由良宮本自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 亀 井 正 一
- 3 変更年月日 令和2年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和2年4月3日

宮津市長 城 崎 雅 文

————— * * * —————

宮津市告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成13年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 波路自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 徳 田 要
- 3 変更年月日 令和2年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和2年4月8日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成25年9月2日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 つつじが丘自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 長 尾 英 道
- 3 変更年月日 令和2年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和2年4月8日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第69号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第8条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の代表者の変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月8日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 公の施設の名称
宮津市海洋つり場
- 2 指定管理者の名称及び代表者
変更前 小田宿野自治会 会長 飯 尾 彰 英
変更後 小田宿野自治会 会長 狩 野 昌 則
- 3 変更日
令和2年4月1日

* * *

宮津市告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年5月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 由良脇自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 山 本 正 博
- 3 変更年月日 令和2年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和2年4月9日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 新宮自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 江川弘則
- 3 変更年月日 令和2年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和2年4月9日

宮津市長 城崎雅文

* * *

宮津市告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年8月7日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 獅子自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 石井三千彦
- 3 変更年月日 令和2年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和2年4月14日

宮津市長 城崎雅文

* * *

宮津市告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年10月11日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 脇の浜自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 石井三千彦
- 3 変更年月日 令和2年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和2年4月14日

宮津市長 城崎雅文

* * *

宮津市告示第74号

宮津市婚活支援事業補助金交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和2年4月15日

宮津市長 城崎雅文

宮津市婚活支援事業補助金交付要綱を廃止する要綱
宮津市婚活支援事業補助金交付要綱（平成29年告示第36号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 福田自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 徳田 和 正
- 3 変更年月日 令和2年4月12日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和2年4月17日

宮津市長 城崎雅文

————— * * * —————

宮津市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年3月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 小字獅子区
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 谷 口 誠 二
- 3 変更年月日 令和2年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和2年4月20日

宮津市長 城崎雅文

————— * * * —————

宮津市告示第77号

宮津市自殺対策推進協議会設置要綱を次のとおり定める。

令和2年4月21日

宮津市長 城崎雅文

宮津市自殺対策推進協議会設置要綱
(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に規定する自殺対策についての計画（以

下「自殺対策計画」という。)を策定し、総合的かつ効果的な自殺対策の推進を図るため、宮津市自殺対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策計画の推進に関すること。
- (2) 自殺対策計画の策定に関する必要な事項について調査及び審議すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、社会福祉担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第78号

宮津市新型コロナウイルス対応資金利子補給金交付要綱を次のように定める。

令和2年4月23日

宮津市長 城崎雅文

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延等により、経営状況が悪化するなどの影響(以下「新型コロナウイルスによる影響」という。)を受けた市内の中小企業者の経営の安定と地域経済の活性化を図るため、京都府中小企業融資制度要綱(以下「京都府要綱」という。)に基づく資金等の融資を受けた者に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において利子補給金を交付する。

(交付対象者)

第2条 利子補給金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に住所又は事務所を有する者
 - (2) 市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）を滞納していない者
- 2 前項の規定にかかわらず、国の特別利子補給制度又は信用保証付き融資における利子減免の要件を満たしているものは、交付対象者としな

(資金の種類等)

第3条 利子補給金の交付の対象となる資金の種類（以下「対象融資」という。）は、令和2年1月29日から同年10月31日までの間に受けた融資であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 政府系金融機関の融資制度又は京都府要綱に基づく融資制度であって、新型コロナウイルスによる影響に対応するために要する融資として市長が別に定めるもの
 - (2) その他新型コロナウイルスによる影響に対応するために要する融資として市長が認めるもの。
- ただし、融資を受ける直近1か月の売上高が前年同月又は過去3か月の平均売上額に比して20パーセント以上減少しているものに限る。
- 2 利子補給金の対象となる資金の融資額は、総額3,000万円を限度とする。
 - 3 利子補給金の対象となる期間は、対象融資を受けた日から3年以内とする。

(利子補給金の額)

第4条 利子補給金の額は、支払った利息の額（前条第2項に規定する融資限度額を超える部分に相当する利子及び返済が延滞した場合にその延滞した期間に係る利子又は政府系金融機関の融資であって特例措置による金利引下げの対象とならない利子を除く。）以内とする。ただし、前条第1項第2号に係る利子補給金については、年0.5パーセント相当額とする。

(利子補給の承認申請)

第5条 利子補給を受けようとする者は、対象融資を受けた日から60日以内に、宮津市新型コロナウイルス対応資金利子補給承認申請書を市長に提出しなければならない。

(利子補給承認書の交付)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、事業内容等を審査し、相当と認めたものに対し、宮津市新型コロナウイルス対応資金利子補給承認書を交付する。

(利子補給の変更承認等)

第7条 前条の規定により利子補給の承認を受けた者は、対象融資の条件を変更したときは、速やかに宮津市新型コロナウイルス対応資金利子補給変更承認申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めたものに対し、変更承認通知書を交付する。

(利子補給金の交付申請)

第8条 利子補給金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により宮津市新型コロナウイルス対応資金利子補給金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(利子補給金の額の確定)

第9条 規則第11条第2項の規定により利子補給金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、宮津市新型コロナウイルス対応資金利子補給承認申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日までに対象融資を受けた場合の第5条の規定の適用については、同条中「対象融資を受けた日から60日以内に」とあるのは、「令和2年6月30日までに」と読み替えるものとする。

* * *

宮津市告示第79号

宮津市新型コロナウイルス対応資金信用保証料助成金交付要綱

令和2年4月23日

宮津市長 城崎雅文

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延等により、経営状況が悪化するなどの影響を受けた市内の中小企業者の経営の安定と地域経済の活性化を図るため、京都府中小企業融資制度要綱（以下「京都府要綱」という。）に基づく資金の融資を受けた者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において信用保証料助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本市に住所又は事務所を有する者

(2) 市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）を滞納していない者

(助成対象経費及び助成金の額)

第3条 この助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、京都府要綱に基づく融資のうち別表に定めるものであって、当該融資を受けるに当たり京都府信用保証協会に支払われた保証料とする。

2 助成金の額は、助成対象経費の額とし、40万円を限度とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により助成対象となる資金の融資を受けた日から60日以内に、宮津市新型コロナウイルス対応資金保証料助成金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第5条 規則第11条第2項の規定により助成金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、宮津市新型コロナウイルス対応資金保証料助成金交付申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日までに助成対象となる資金の融資を受けた場合の第4条の規定の適用については、同条中「助成対象となる資金の融資を受けた日から60日以内に」とあるのは、「令和2年6月30日までに」と読み替えるものとする。

別表（第3条関係）

資金の種類	融資を受けた日
災害対策緊急資金（セーフティネット保証4号）	令和2年2月18日から同年6月1日の間
新型コロナウイルス対応緊急資金（セーフティネット保証5号）	令和2年3月6日から同年9月30日の間
あんしん借換資金（危機関連枠）	令和2年2月1日から同年10月31日の間

* * *

宮津市告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年9月27日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 大久保自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 門 河 良 典
- 3 変更年月日 令和2年4月19日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
令和2年4月24日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第81号

宮津市総合計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年5月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市総合計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市総合計画策定委員会設置要綱（令和2年告示第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「11人」を「13人」に改め、同条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第15号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和2年度農用地利用集積計画（令和2年4月1日付け宮農委第1号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和2年4月15日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 農用地利用集積計画の縦覧期間
自 令和2年4月15日
至 令和2年4月30日
- 2 縦覧の場所
宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

* * *

宮津市公告第16号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和2年度農用地利用集積計画（令和2年4月10日付け宮農委第3号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和2年4月15日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和2年4月15日

至 令和2年4月30日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

* * *

宮津市公告第17号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和2年4月17日

宮津市長 城崎雅文

(以下掲示済)

* * *

宮津市公告第18号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

令和2年4月20日

宮津市長 城崎雅文

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃(円)	戸数	規格
タヶ丘	宮津市字須津	27,500～56,400	9	3DK
タヶ丘	宮津市字須津	22,900～45,100	2	2DK
タヶ丘 (車椅子対応)	宮津市字須津	27,000～53,000	1	2DK
宮村上	宮津市字宮村	25,800～50,700	1	3DK
宮村上	宮津市字宮村	21,400～42,500	2	2DK
烏が尾	宮津市字喜多	15,200～32,400	2	3DK

2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民部市民課市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 令和2年4月20日（月）から令和2年5月15日（金）まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行い、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽せんにより決定します。

6 入居時期 令和2年6月26日（予定）

* * *

宮津市公告第19号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅

等（その他住宅）の入居者を公募します。

令和 2 年 4 月 20 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 公募する住宅

○宮村団地

(1) 住宅の概要

所在地	家賃（月額）	戸数	規格
宮津市字宮村	40,000円	1	3DK

(2) 入居者の資格

- ①現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- ②現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- ③現に市町村税を滞納していないこと。
- ④申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

○みやづ城東タウン（若者向け住宅）

(1) 住宅の概要

所在地	家賃（月額）	戸数	規格
宮津市字惣	39,000円	2	3DK

(2) 入居者の資格

- ①現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- ②現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- ③主たる生計者が40歳未満であること。
- ④現に市町村税を滞納していないこと。
- ⑤申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

(3) 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。

ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

2 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民部市民課市民窓口係（本館1階）に備付けてある、各住宅の「入居者募集案内書」に添付の「入居申込書」により申し込んでください。

3 申込みの期間及び場所

- (1) 期 間 令和 2 年 4 月 20 日（月）から
令和 2 年 5 月 15 日（金）まで

- (2) 場 所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

4 選考方法

入居の申込みをした方の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽せんにより決定します。

5 入居時期 令和 2 年 7 月下旬（予定）

* * *

宮津市公告第20号

宮津市職員採用試験【前期試験】実施要項

令和 2 年度宮津市職員採用試験【前期試験】を次のとおり実施します。

令和 2 年 4 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 試験区分、受験資格及び採用予定者数

(1) 一般試験

試験区分	受 験 資 格

一般事務職	平成4年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は令和3年3月末日までに卒業見込みの方 ※ただし、令和3年3月末日までに高等学校卒業見込みの方は除きます。
一般事務職 (身体障害者対象)	平成4年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は令和3年3月末日までに卒業見込みの方で、身体障害者手帳の交付を受けている方 ※ただし、令和3年3月末日までに高等学校卒業見込みの方は除きます。
建築技術職	平成4年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（建築）課程を修得し卒業した方又は令和3年3月末日までに卒業見込みの方 ※ただし、令和3年3月末日までに高等学校卒業見込みの方は除きます。
土木技術職	平成4年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（土木）課程を修得し卒業した方又は令和3年3月末日までに卒業見込みの方 ※ただし、令和3年3月末日までに高等学校卒業見込みの方は除きます。
保健師	平成4年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方（令和3年3月末日までに同免許の取得見込みの方を含む。）

※ 「保健師」において、免許等を取得見込みで受験した方が、令和3年3月末日までに免許等を取
 取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

(2) 社会人試験

試験区分	受 験 資 格
一般事務職	次のいずれにも該当する方 ① 昭和60年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方 ② 民間企業等で職務経験が5年以上ある方（令和2年5月1日時点） ※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。 【次のいずれかの職務経験等を有する方を特に求めています】 ・ 移住・定住支援業務の経験者 ・ 地域経済の活性化や経営支援、経営合理化、金融業務等の経験者 ・ 広報活動、情報発信業務の経験者 など
一般事務職 (身体障害者対象)	次のいずれにも該当する方 ① 昭和55年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方 ② 民間企業等で職務経験が5年以上ある方（令和2年5月1日時点） ③ 身体障害者手帳の交付を受けている方 ※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

(3) 採用予定者数（(1)一般試験と(2)社会人試験の合計人数）

試験区分	採用予定者数
一般事務職	若干名
一般事務職 (身体障害者対象)	若干名
建築技術職	若干名

土木技術職	若干名
保 健 師	若干名

2 試験の日時及び場所

区 分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
日 時	令和 2 年 7 月 12 日 (日) 午前 8 時 30 分 (午前 8 時 20 分集合)	令和 2 年 8 月 8 日 (土) 又は 8 月 9 日 (日) ※予定
場 所	宮津市地域ささえあいセンター	宮津市役所

■ 一般事務職 (身体障害者対象) の試験については、受験上必要となる配慮の状況により、試験日時等を変更する場合があります。

■ 新型コロナウイルス感染症対策のため、会場等を変更する可能性があります。

3 試験方法及び内容

(1) 一般試験

第 1 次試験

①試験科目

区 分	試 験 科 目
一般事務職	一般教養試験・作文・適性検査
一般事務職 (身体障害者対象)	一般教養試験・作文・適性検査
建築技術職	一般教養試験・専門試験 (建築)・適性検査
土木技術職	一般教養試験・専門試験 (土木)・適性検査
保 健 師	一般教養試験・専門試験 (保健師)・適性検査

②試験方法・内容

一般教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数40題・試験時間 2 時間 (出題分野) 時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、 数的推理及び資料解釈に関する一般知能
専 門 試 験	多枝選択式筆記試験・出題数30題 試験時間 2 時間 (高校卒、保健師は 1 時間30分)
建築 (大学、短大、高専)	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画 (都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工
建築 (高校卒)	数学・物理、情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法 規、建築施工
土木 (大学、短大、高専)	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画 (都市計画を 含む。)、材料・施工
土木 (高校卒)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学 (構造力学、水理学、土質力学)、 土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
事務適性検査	筆記試験 試験時間10分
作 文	筆記試験 試験時間50分

第 2 次試験

①身体検査

健康診断書提出により審査 (健康診断書は、令和 2 年 5 月 7 日以後に診断されたものに限る。)

②個別面接

(2) 社会人試験

第1次試験

①試験科目

区 分	試 験 科 目
一般事務職	基礎教養試験・適応性試験・作文
一般事務職 (身体障害者対象)	

②試験方法・内容

基礎教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数75題・試験時間 1 時間30分 (出題分野) 社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な思考を問う分野の3分野から出題 (備考) 受験者が仕事をしながら受験することを考慮した、受験のための特別な準備が必要のない内容
適応性検査	筆記試験 試験時間20分
作 文	作文については、下記の記入要領に基づき、 <u>試験日当日に持参し、提出してください。</u> 【作文の記入要領】 課題：「自らの職務経験を宮津市政に活かす方策について」 上記の課題について、次に掲げる項目に従って、A4用紙に1200字以内で記述してください。(ワープロ打ちでも可としますが、氏名は自署してください。) (1) 応募する職種に関する分野において、宮津市又は地方自治体を取り巻く現状・課題認識 (2) (1)の現状・課題を踏まえ、自らの職務経験を宮津市政にどう活かしていきたいか

第2次試験

①身体検査

健康診断書提出により審査(健康診断書は、令和2年5月7日以後に診断されたものに限る。)

②個別面接

自らの職務経験や宮津市政への活かし方等について、プレゼンテーション方式で説明・提案していただきます。

4 合格発表

区 分	発 表 の 時 期 及 び 方 法	
第1次合格発表	7月下旬(予定)	宮津市役所の掲示板に掲示するほか合格者に文書で通知します。
最終合格発表	8月中下旬(予定)	

※ 電話による可否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、宮津市職員採用候補者名簿に登録し、必要に応じ採用します。なお、この名簿の有効期間は、令和4年3月31日までです。

6 採用予定年月日

令和3年4月1日

※ 既に基準学歴の学校を卒業している方又は資格職で既に資格を有する方のうち、早期採用が可能な場合は、調整の上、令和2年度中の採用となる場合があります。

7 受験申込みの方法

提出書類	≪一般試験≫ ①受験申込書（写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き） ②最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）又は卒業見込証明書 ③最終学年までの成績証明書 ※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。 ④保健師免許状の写し（保健師受験者のみ。） ※取得見込で受験される方は受験申込時には不要。 ⑤身体障害者手帳の写し（一般事務職（身体障害者対象）受験者のみ。）
	≪社会人試験≫ ①受験申込書（写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き） ②最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可） ③最終学年までの成績証明書 ※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。 ※最終学年までの成績証明書について、学校における保管期間が過ぎたことにより発行ができない場合は、成績証明書不発行証明書を提出してください。 ④職務経歴書 ⑤身体障害者手帳の写し（一般事務職（身体障害者対象）受験者のみ。）
郵送で提出する場合	封筒の表に「職員採用試験」と朱書き、受験票送付用封筒（はがきが入る大きさの封筒に宛先を明記し、84円切手を貼ったもの）を同封してください。
申込先	宮津市役所総務部総務課職員係（本館3階）

(注) 宮津市のホームページに試験実施要領及び申込書等の様式を掲載していますので、申込書等をダウンロードしてA4版の白紙に黒色で印刷し、それに必要事項を記入の上提出することもできます。
 (ホームページアドレス <http://www.city.miyazu.kyoto.jp>)

8 受験申込みの受付期間

令和2年5月7日（木）から令和2年6月19日（金）まで
 〈受付時間〉午前8時30分～午後5時

- ※ 郵送の場合は、6月19日（金）〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。
- ※ 受験票は、募集期間終了後に申込者へ郵送しますが、6月26日（金）までに届かない場合は、職員係までお問い合わせください。
- ※ 日曜日、土曜日及び祝日は、閉庁のため受付いたしません。
- ※ 身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。

9 給与等

(平成31年4月1日現在)

区 分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
初任給	182,200円	163,100円	150,600円

- ※ 社会人など職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。
- ※ 宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

10 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。
 なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、直接来庁してください。（電話、はがき等による請求では開示できません。）

区 分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第1次試験	不合格者	総合順位及び総合得点	各合格発表の日から2週間	宮津市役所本館3階（総務部総務課職員係）

第2次試験		総合順位	(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)
-------	--	------	-------------------------------------

11 受験についての問い合わせ先

宮津市総務部総務課職員係（本館3階）

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1 直通番号 (0772)45-1603

代表番号 (0772)22-2121内線231・232

【参考】

地方公務員法第16条（抄）

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

会場位置図（略）

* * *

宮津市公告第21号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和2年5月1日

宮津市長 城崎雅文

(以下掲示済)

教育委員会

《告示》

宮津市教育委員会告示第6号

令和2年第6回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和2年4月20日

宮津市教育委員会

教育長 山本雅弘

- 1 日時 令和2年4月24日（金）午前9時00分
- 2 場所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

農業委員会

《告示》

宮津市農業委員会告示第4号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和2年4月3日

宮津市農業委員会

会長 藤井忠

- 1 日時 令和2年4月10日（金）午前9時30分
- 2 場所 宮津市福祉・教育総合プラザ 第1コミュニティルーム
- 3 議題
 - 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - 議案第14号 非農地証明交付申請の承認について
 - 議案第15号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について